

<参 考>

普天間飛行場の移設に係るこれまでの取組

普天間飛行場の移設・返還については、SACO最終報告（平成8年12月2日）以来、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小及び基地負担の軽減に総体として貢献するものとして、沖縄県とも考え方を共有する中で、平成11年の稲嶺沖縄県知事による移設候補地の表明、岸本名護市長による受け入れ表明があり、これらを踏まえて、平成11年12月28日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定。

この閣議決定に基づき、平成12年8月25日、政府、沖縄県及び名護市を始めとする地元地方公共団体の中で、「代替施設協議会」を設置。同協議会において約2年間にわたり協議を積み重ねた結果、平成14年7月29日、「普天間飛行場代替施設の基本計画案」を決定。（同日、政府は、普天間飛行場代替施設の基本計画を決定）

これら政府方針及び基本計画を踏まえ、平成15年1月28日、建設段階における協議機関として「代替施設建設協議会」を設置。現在までに2回開催。（第2回は、平成15年12月19日）

代替施設建設協議会の構成員

（政府側）沖縄及び北方対策担当大臣（主宰）、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、環境大臣

※ 環境大臣は、環境に係る課題を協議する際に出席

（沖縄側）沖縄県知事、名護市長、東村長、宜野座村長

19. 1. 23
内閣府
防衛省

第3回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会について

1 概要

1月19日午前8時45分から総理官邸において、第3回目の協議会を開催。今後、お互いの信頼関係をしっかりと築きながら協議を継続し、普天間飛行場の移設が早期にかつ円滑に進められるよう取り計らうことで一致。

2 主な議論

- 防衛大臣より、防衛庁長官と名護市長及び宜野座村長との間で締結した基本合意書並びに防衛庁長官と沖縄県知事との間で締結した基本確認書に基づき、沖縄県、名護市等地元と誠意をもって継続的に協議してまいりたい旨の発言。
- 防衛次官より、基本合意書、基本確認書を説明するとともに、代替施設の概略工程について、2014年までの代替施設の完成を目指し、環境影響評価の手続に概ね2乃至3年、埋立工事と飛行場施設の工事に概ね5年を見積もっている旨、また、隊舎等の建設工事は、既存の建物の移設が必要であるため、本年末にも開始したい旨の発言。
- 沖縄県知事より、普天間飛行場の危険性の除去について、可能な限り、3年以内に閉鎖状態にすることを求めるとともに、現行のV字案には賛成し難いが、今後とも協議を重ね、信頼関係を深めることが普天間飛行場移設問題の早期解決のために重要である旨の発言。
- 名護市長より、基本合意の内容を確認したことは、共通の認識に立つことができたものと受け止めるとともに、代替施設の道筋が示されたと認識している。本合意書をもとに政府、沖縄県、関係市町村と誠意をもって、

協議を行っていくことが重要だと考えている旨の発言。

- 外務大臣より、一刻も早く移設作業を具体化させるために、精力的に協議を重ねていくことが重要である旨の発言。
- 環境大臣より、適切に環境影響評価を実施するなどにより、騒音など生活環境への影響や藻場などの自然環境の保全に適切に配慮することが重要である旨の発言。
- 官房副長官より、基本合意書及び基本確認書に基づいて、地域住民の生活環境、自然環境の保全及び同事業の実行可能性に特に留意し、引き続き、建設計画に関する協議を行いたいと発言。

以上

18.12.25.
内閣府
防衛庁

第2回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会について

1 概要

12月25日午前9時から総理官邸において、官房長官の出席を得て、第2回目の協議会を開催。関係大臣の交代及び仲井眞氏の新知事就任があったことにより、挨拶とともに、政府と地元の考え方について、それぞれが述べ合った。今後、本協議を継続し、普天間飛行場の移設が早期かつ円滑に進められるよう努力していくことについて、意見の一致を見たところ。

2 主な議論

- 官房長官より、地元の声を直接聞くことは、政府が一体となって本件に取り組んでいくためにも有益であり、政府部内を調整する立場から参加した旨発言。
- 防衛庁長官より、V字案は最も実効性が高いこと、新たな交付金の措置を含んだ法案を国会に提出予定であること等を説明し、知事と率直な話し合いを行い、早期の移設に向け取り組んでいく旨発言するとともに、当初のL字案を変更しV字案に至るこれまでの経緯を説明。
- 沖縄担当大臣より、地元の意向を伺い、橋渡し役を努める旨発言。
- 外務大臣より、米軍再編の意義とV字型案の着実かつ早期の実施の必要性について発言。
- 財務大臣より、信頼関係を維持しつつ、協議を進めることが重要である旨発言。
- 環境大臣より、自然環境や生活環境の保全に配慮することが重要である旨発言。
- 沖縄県知事より、多くの県民が「頭越し」との強い不満を抱いていること、普天間飛行場の3年以内の閉鎖状態の実現を図ること及び現行のV字案のままでは賛成できないこと、10年間も据え置かれている普天間飛行場移設問題の早期の解決に努めたい旨を発言。
- 名護市長より、代替施設の機能及び規模はSACOの内容に変更がない

ものと認識していること及び建設計画、安全・環境対策、地域振興等の協議に当たっては、市の意向等を踏まえ、取り組むこと等を要望。

- 防衛事務次官より、環境影響評価手続を説明し、特に方法書については、事業者がその時点で考えている建設計画をもとに環境影響評価の方法を公告・縦覧して、一般住民及び知事等の意見を求めるため作成するものであることを説明した上で、6月頃のサンゴの産卵から12月頃の成長に至るまで継続的に観察する必要があることから、この時期に調査を開始できないと次の産卵時期である翌年6月まで遅れ、事業が1年遅れとなることを説明。
- 防衛庁長官より、知事の発言に対し、①（頭越し批判に対して）政府として様々な努力をしたと考えているが、沖縄の方から見てそのように受け止められなかったことは残念、②（危険性の除去に対して）知事の要請を真摯に受け止め、移設までの間の危険性を低減するためいろいろな選択肢を考えるなど、可能な限り努力したい、まずは、工事の前に必要な準備、調査、環境影響評価などを今すぐできることを進め、早急に工事着手することが重要であり、米国は運用面の変更に極めて厳しい考え方を持っているが、前進が見えるのであれば、米国に働きかける用意がある、また、工事を早く進めて2014年よりも前に完成させるとともに、グアムも早く進めることが重要である旨応答。
名護市長の発言に対し、代替施設の規模等は、安全性等も踏まえ、必要なものを確保したものであり、理解を得たい旨、また、建設計画や使用協定等の協議に当たっては、地元の要望も踏まえ、本協議会の場で議論しながら取り組む旨応答。
- 沖縄県知事より、「頭越し」について何らかの形で政府全体のものとしてほしい旨及び環境影響評価については県や地元との十分な協議の下、取り組むことが必要である旨発言。
- 名護市長より、改めて、代替施設の機能及び規模はSACOの内容に変更がないものと認識していること及び環境影響評価、建設計画は深く関係するものであり、十分な協議の下、取り組む必要がある旨発言。
- 最後に官房長官より、いろいろな問題意識が提起されたが、建設的な協議を行い、移設が早期かつ円滑に進められるよう努力することで一致した旨発言。

以上

18. 8. 30.

内閣府
防衛庁

別紙

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

平成18年8月29日

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会について

8月29日、午前9時から総理大臣官邸において「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を開催。協議の概要は以下のとおり。

1 協議会の設置

協議会の設置は、別紙のとおり承認。

2 構成員の発言の概要

- ・ 防衛庁長官より、V字型案を基本として、早急に代替施設の建設計画を策定する旨発言。
- ・ 外務大臣より、V字型案を政府全体として着実かつ早期に実施することが必要である旨発言。
- ・ 沖縄県知事より、5月4日の「米軍再編に関する沖縄県の考え方」に基づき協議していきたい旨述べ、北部振興策の復活等を要望。
- ・ 名護市長より、基本合意書の履行、北部振興事業の継続等を要望。
- ・ 沖縄担当大臣より、沖縄県や名護市からの従前の北部振興事業の継続等の要請に対し、普天間飛行場の移設に係る協議が円滑に進む状況のもと、政府として真摯に受け止め、着実に実行する方向で対応してまいらる旨発言。
- ・ 防衛庁長官より、沖縄担当大臣の発言を踏まえ、普天間移設の実行と北部振興策の双方がお互いに前進するように環境づくりに邁進したい旨発言。

以 上

別紙：普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

(目的)

- 1 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 代替施設の建設計画
 - (2) 安全・環境対策(使用協定を含む。)
 - (3) 普天間飛行場の危険性の除去
 - (4) 地域振興
 - (5) その他必要な事項

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、東村長及び金武町長とする。

注1：議題に応じて、沖縄及び北方対策担当大臣及び防衛庁長官は、上記大臣の中から関係大臣の出席を求めるものとする。

注2：また、議題に応じて、構成員以外の沖縄県北部地域の地方公共団体の中から出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣及び防衛庁長官が主宰する。

(幹事会)

- 5 協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び関係地方公共団体の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府及び防衛庁において処理する。

在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について (平成18年5月30日 閣議決定)

1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置(以下「再編関連措置」という。)を含む最終取りまとめが承認された。

2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。

米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。

3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還(普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。)、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。

4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものにつ

いては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。

また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。

5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。

6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)は廃止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「II 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。

再編実施のための日米のロードマップ (2006年5月1日 日米安全保障協議委員会)

【仮訳】(沖縄関係部分抜粋)

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる(別添の2006年4月28日付概念図参照)。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するよう形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

●普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる

●双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

- キャンプ桑江：全面返還。
- キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
- 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
- 牧港補給地区：全面返還。
- 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
- 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

●返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

●SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

●キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。

●航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

●全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

●特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

●沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善 (略)

3. 横田飛行場及び空域 (略)

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐 (関連部分のみ)

●KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

●海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

5. ミサイル防衛 (関連部分のみ)

●米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

●双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

●当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

●日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

●移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

●一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

●共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

●日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。